

一応供覧	文書分類		保存年限	1 3 5 10 永
議長	局長	書記	主任	担当

1 号様式

令和 7 年 8 月 2 0 日

津南町議会議長 恩田 稔 様

議席番号 8 番

議会議員 石田タマエ

一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和 7 年 9 月 4 日開会の第 3 回定例会に下記のとおり一般質問をしたいので、津南町議会会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

記

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
生活介護利用者への通所支援の実施について	障がい者の生活介護サービスを実施している事業所が現在津南町に無く、十日町市の事業所を利用せざるを得ないが、サービスを利用するための通所手段がなく、ご家族の負担となっている。町で通所手段を確立すべきと考えるが、見解を問う。	町長
グリーンピア津南再生の進め方について	・ 町は不動産売買の専門知識を有していないことを理由に不動産仲買業者に事の一切を丸投げしてきた。この事業者に委託した客観的な判断基準は何か。また、委託した業務内容と決裁までの過程を明確に示されたい。 ・ グリーンピア津南の再生に向けて検討が進められており、去る 7 月に優先交渉	町長

※質問項目が変わる場合は罫線で分割してください。



2号様式

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁を求める者
	権付与が決定した。優先交渉権付与した事業者の公表している財務状況が良くない。町での各評価項目はプラス面が多く評価されているが、これらの多くは主観的な評価であり、客観的な評価が見えない。優先交渉権付与した客観的な評価は何か。また、開発プランが示されないまま判断するということの是非を問う ・津南高原開発との短期再契約はだれの責任で行うのか	

※質問項目が変わる場合は罫線で分割してください。